

かんとう保全ニュース

<TOPICS>

- 1. 保全実態調査及び官庁建物実態調査の実施について
- 2. 令和6年度保全実態調査の結果について
- 3. 災害発生時の「官庁施設の被災情報伝達」について
- 4. 令和7年度保全関係説明会等のご案内

令和7年春号
2025年4月
国土交通省
関東地方整備局
営繕部



1. 保全実態調査及び官庁建物実態調査の実施について

保全実態調査及び官庁建物実態調査の概要

国土交通省では、官公庁施設の建設等に関する法律（以下「官公法」という。）に基づき、国家機関の建築物等について、保全実態調査及び官庁建物実態調査を毎年度、実施しています。今年度は、以下の期間にて調査を実施しますので、ご協力のほどよろしくお願いします。

保全実態調査は、国家機関の建築物等の適正な保全に資するため、官公法第13条第2項に基づき、その**保全の実態を把握することを目的**としています。**調査方法は、各省各庁の各施設の保全担当者等がインターネットで官庁施設情報管理システム（BIMMS-N）にアクセスし、調査票に入力**、報告していただくこととしています。

保全実態調査の分析結果は、「国家機関の建築物等の保全の現況※1」として取りまとめ、各省各庁に送付するとともに、国土交通省ホームページにおいて公表します。

また、**官庁建物実態調査**は、国土交通省が営繕工事の企画及び立案並びに営繕計画書に関する意見を述べるにあたり、必要な**基礎資料を作成することを目的**として実施するもので、**保全実態調査と併せて実施**します。

※1：国家機関の建築物等の保全の現況（http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk3_000005.html） 出典：国土交通省ウェブサイト

調査票記入期間（BIMMS-Nへの入力期間）

- 令和7年5月19日（月）～令和7年7月25日（金）（第1グループ）
- 令和7年6月2日（月）～令和7年8月8日（金）（第2グループ）



第1グループ	第2グループ
最高裁判所、内閣府、宮内庁、警察庁、法務省、国土交通省、海上保安庁、気象庁、環境省、防衛省	衆議院、参議院、国立国会図書館、会計検査院、人事院、総務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、特許庁、復興庁、デジタル庁

BIMMS-Nの説明会を開催

調査に先立ち、**官庁施設情報管理システム（BIMMS-N）説明会を令和7年5月中旬**にハイブリッド形式（対面・Web）にて開催します。是非、ご参加ください。
詳細については、以下の担当営繕事務所から送付される開催案内をご確認ください。

○保全実態調査に関する問い合わせ先（最後のページに連絡先の記載があります。）

担当営繕事務所等	担当地区
保全指導・監督室	茨城県（注1）
東京第一営繕事務所	東京都（注3）・埼玉県
東京第二営繕事務所	東京都（注4）・千葉県
甲武営繕事務所	東京都（注5）・山梨県
宇都宮営繕事務所	栃木県・茨城県（注2）
横浜営繕事務所	神奈川県
長野営繕事務所	長野県・群馬県



- ※注1：つくば市のみ
- ※注2：つくば市を除く
- ※注3：千代田区、港区、新宿区、文京区、渋谷区、豊島区、北区、板橋区、練馬区
- ※注4：中央区、台東区、墨田区、江東区、荒川区、足立区、葛飾区、江戸川区
- ※注5：品川区、目黒区、大田区、世田谷区、中野区、杉並区、特別区以外の地域



2. 令和6年度保全実態調査の結果について

保全実態調査では、「施設の概要等」「保全の体制、計画及び記録等」「点検等の実施状況」「施設の状況」等の項目で分析し、総評点から「施設の保全状況」を評価しています。

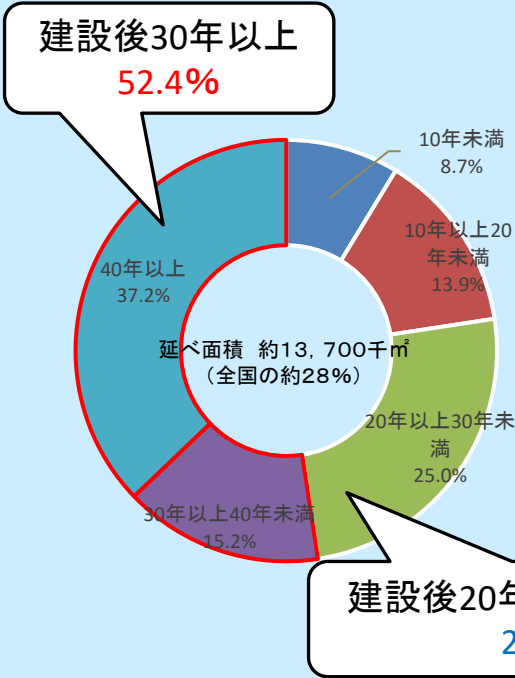
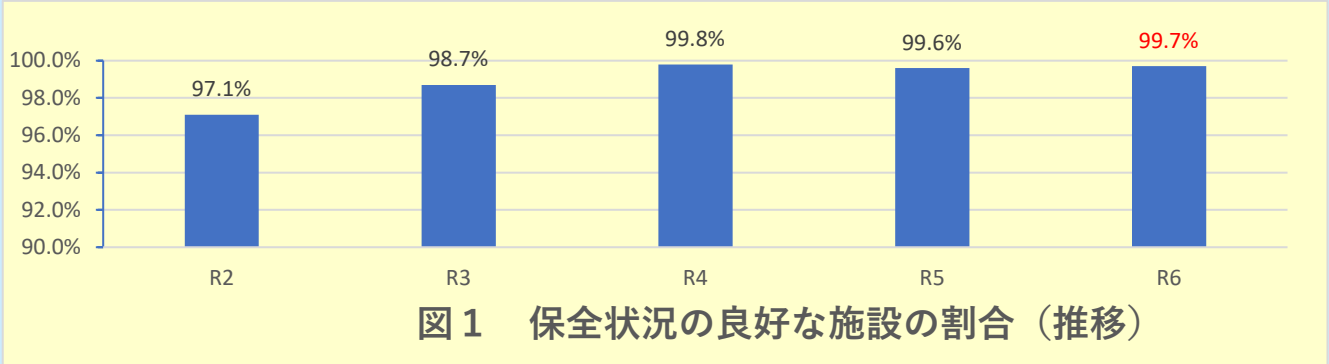
令和6年度調査の関東管内の官庁施設の「施設の保全状況※1」は、「良好」（総評点が80点以上）と判断される施設の割合は99.7%（表1、図1）となり、前回に引き続き高水準を維持しています。



※1：保全実施体制、保全計画の作成状況、定期点検等の実施状況、施設状況等を評価

表1 保全実態調査の総評点

	「良好」 な施設 総評点が 80点以上	「概ね良好」 な施設 総評点が 60点以上 80点未満	「要努力」 の施設 総評点が 40点以上 60点未満	「要改善」 の施設 総評点が 40点未満	全体
該当施設（割合）	99.7%	0.2%	0.1%	0.0%	100.0%



関東管内には、延べ面積約1,370万㎡の国家機関の建築物が現存しており、建設後30年以上経過している施設が、延べ面積ベースで52.4%と施設の高年次化と経年劣化が進行しています。

また、建設後20年以上30年未満の施設が、延べ面積ベースで25.0%を占めており、今後大規模な修繕や大型設備機器の更新等を必要とする施設の増加が想定されます。

このため、これらの施設の修繕、機器の更新等を計画的に実施していく必要があります。



図2 経年別延べ面積の割合

3. 災害発生時の「官庁施設の被災情報伝達」について



● 国土交通省への報告

災害時には、施設管理者と官庁営繕部等が連携して、官庁施設の機能確保及び二次災害の防止に向けて対応する必要があります。官庁施設の被災情報等を適切に共有することが重要です。

地震、台風など災害が発生した場合、「官庁施設の被災情報伝達要領」及び「伝達様式」に基づき、担当管轄の営繕事務所等まで速やかに被災情報を伝達して下さい。



(1) 「官庁施設の被災情報伝達要領」とは

「中央官庁営繕担当課長連絡調整会議（平成27年7月17日）」において、**各省各庁と国土交通省官庁営繕部が連携して官庁施設の被災情報を相互に確認し共有するために「官庁施設の被災情報伝達要領」及び「被災情報伝達様式」を定めています。**（なお、同要領は令和6年7月19日に改正され、対象施設の明確化や定期的な把握、風水害の被災情報伝達の明確化、伝達ルートの柔軟な設定等の補強等がなされました。）

【官庁施設の被災情報などを適切に共有することが重要】

施設管理者

被災情報の共有

官庁営繕部等

【施設管理者による災害対応】

- ・施設点検
- ・施設の機能が確保されているかの確認（施設継続使用の可否、応急措置の可否等の判断）
- ・来訪者、職員の安全の確保
- ・二次災害の防止 など

被災情報
支援要請



情報収集
技術支援



【官庁営繕部等の災害時の対応】

- ・施設管理者への技術支援（各施設の被災情報を踏まえ、適切な技術支援を実施）

「官庁施設の被災情報伝達要領等」については、下記の国土交通省ホームページに掲載しています。
http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk2_000022.html

(2) 被災情報伝達の概要

伝達対象施設

国家機関の建築物

対象施設

官公法第10条の施設

・合同庁舎

・国会関係施設

・国会議事堂

・一団地の官公庁施設

・特別会計施設（国交省※）

・労働保険官署及び職業安定官署 等

・一般庁舎

・裁判所

・会計検査院 等

・在外公館

・公務員宿舍

・国交省以外の特別会計施設（労働保険官署及び職業安定所官署を除く）

・刑務所

・防衛施設 等

※土木管理施設（ダム管理所等）、航空管制・保安関係施設及び航路標識関係施設等は除く。

独立行政法人施設等

被災情報伝達の様式

【報告様式】

・様式1→被災情報の取りまとめを行うための様式（様式2の集計欄の内容を転記）

・様式2→各施設の被害情報を伝達するための様式

・様式3→各施設の被災部位の写真を添付して伝達するための様式

伝達手段

【報告手段】

原則、パソコンからの電子メールで行う。電子メールが使用できない場合は、FAX、携帯のメール本文等で行う。

どんなときに報告をしたら良いか

地震災害

震度5強以上の地域に所在する全ての施設※

被害の有、無及び被害状況の報告

震度5弱以下の地域に所在する被害があった施設※

被害状況を報告

その他の災害（風水害等）

被害があった施設

注意点

・震度5強以上の施設は被害がなくても報告。

・震度5弱以下の施設は被害があった場合のみ報告。

・地震以外の災害は被害があった場合のみ報告。

・報告は、被災後なるべく速やかをお願いします。

※各施設の震度情報は、気象庁H.P.の地震情報を基に判定します。各施設に最も近接する震度観測点の震度となります。

被災情報伝達の流れ

官庁施設の被災情報伝達は信頼性を向上させるため、メイン、バックアップと複数の伝達経路が設定されています。また関東地方整備局管内では各省庁の取りまとめ機関の有無により、大きく2つのパターンに区分されています。平時から情報伝達様式を備えておき、また、自らが管理する施設の情報伝達先と電子メールアドレス等を把握しておきましょう！

①地方ブロック機関（取りまとめ機関）がある場合

各省各庁

官庁営繕部等

① 各施設

② 地方〇〇局

〇〇省

●官庁営繕部へのメインルート

①→②→A→B

→ 様式1（とりまとめ表）の流れ

→ 様式2（各施設の個票）の流れ

→ 様式3（状況写真）※被害有りの場合

○官庁営繕部へのバックアップルート

①→A→B

→ 様式2（各施設の個票）の流れ

→ 様式3（状況写真）※被害有りの場合

→ 様式1（とりまとめ表）の流れ

※営繕部側からの情報収集

※：一定時間経過しても報告がない場合は、必要に応じ情報収集（問合せ）を行います。

②地方ブロック機関（とりまとめ機関）がない場合（本省庁付属の施設等）

各省各庁

官庁営繕部等

① 各施設

〇〇省

●官庁営繕部へのメインルート

①→A→B

→ 様式1（とりまとめ表）の流れ

→ 様式2（各施設の個票）の流れ

→ 様式3（状況写真）※被害有りの場合

○官庁営繕部へのバックアップルート

①→各省各庁

→ 様式2（各施設の個票）の流れ

→ 様式3（状況写真）※被害有りの場合

→ 様式1（とりまとめ表）の流れ

※営繕部側からの情報収集

※：一定時間経過しても報告がない場合は、必要に応じ情報収集（問合せ）を行います。

● 官庁施設の被災情報伝達訓練について

関東地方整備局営繕部では、官庁施設の被災情報伝達の枠組みについて各施設を管理する皆様にも理解を深めて頂き、災害発生時に慌てることなく、被災情報の伝達を行うために、例年、「官庁施設の被災情報伝達訓練」を実施しております。別途ご案内しますが、令和7年度も開催を予定していますので、ぜひご参加ください。

かんとう保全ニュース（国土交通省関東地方整備局営繕部）

4

4. 令和7年度保全関係説明会等のご案内

● BIMMS－Nの操作説明会

日時：5月21日(水)開催予定
 場所：対面及び、Webのハイブリッド方式
 目的：BIMMS-Nを使用しての保全実態調査に先立ち、
 BIMMS-Nの操作方法や、回答する際の判断事項について、理解して頂く。
 また、実際BIMMS-Nを使用しての実地演習を行い操作に慣れて頂く。

● 関東地区官庁施設保全連絡会議

日時及び場所：6月～8月において営繕部保全指導・監督室、東京第一営繕事務所、東京第二営繕事務所、甲武営繕事務所、宇都宮営繕事務所、横浜営繕事務所、長野営繕事務所 各事務所等にて対面とWebのハイブリッド方式にて開催予定。
 目的：建築物の保全に関する最新の制度や技術に関する情報提供
 （地方公共団体や独立行政法人の施設管理者の方々等にも参加頂いております。）
 令和7年度の会議の開催日及び議題を関東地方整備局ホームページに掲載予定

● 施設管理者向け建築物等の点検確認講習会

日時：11月中旬開催予定
 場所：対面及び、Webのハイブリッド方式
 目的：座学により、法定点検や支障がない状態の確認方法を再確認していただく。
 また、実際の建物を使い保全基準による「支障がない状態に保全するための日常的な確認」について体験し、今後の業務にいかしていただく。

※適正な保全を行って頂く為の情報提供の場となっておりますので、是非ご活用ください。

編集事務局
 国土交通省 関東地方整備局営繕部 保全指導・監督室 保全担当
 〒330-9724 さいたま市中央区新都心2-1 Tel 048-600-1357

関東地方整備局HP
 保全業務に関するサイト



ご要望等がありましたら、担当する営繕部保全指導・監督室又は営繕事務所に、お尋ねください。

関東地方整備局

営繕部保全指導・監督室	https://www.ktr.mlit.go.jp/eizen/	(電話)	048-600-1357	(Fax)	048-600-1397
東京第一営繕事務所	https://www.ktr.mlit.go.jp/tokyo1ez/	(電話)	03-3363-2694	(Fax)	03-3367-8796
東京第二営繕事務所	https://www.ktr.mlit.go.jp/tokyo2ez/	(電話)	03-3531-6550	(Fax)	03-3531-6695
甲武営繕事務所	https://www.ktr.mlit.go.jp/koubueez/	(電話)	042-529-0011	(Fax)	042-529-0014
宇都宮営繕事務所	https://www.ktr.mlit.go.jp/utsunomiyaeez/	(電話)	028-634-4271	(Fax)	028-632-6229
横浜営繕事務所	https://www.ktr.mlit.go.jp/yokohamaeez/	(電話)	045-681-8104	(Fax)	045-224-8974
長野営繕事務所	https://www.ktr.mlit.go.jp/naganoeez/	(電話)	026-235-3481	(Fax)	026-235-8713

国家機関の建築物等で保全に関する重大な事故・故障がありましたら下記までご報告願います。
 営繕部調整課 (電話) 048-600-1355 (Fax) 048-600-1396

ご連絡いただいている保全担当者様に変更がございましたら、各営繕事務所の保全担当までお知らせ下さい。